

宗 像 市 ・ 玄 海 町 課 題 調 整 案

[様 式 2]

協議項目第20号	条例・規則の取扱い
----------	-----------

調 整 内 容	<p>条例・規則等の調整については、事務事業の調整内容に基づきながら、次のように区分し、取り扱うものとする。</p> <p>(1)条例・規則等の区分 市長職務執行者が新市の発足と同時に専決処分により制定する必要があるもの 新市の発足後、逐次制定していくもの 新市において新たな条例又は規則が制定施行されるまでの間、引き続き施行させることが必要なもの(条例又は規則に限る。)</p> <p>(2)条例・規則等の取扱い 両市町で同一又は同様の内容となっている条例・規則等については、標準的な事例があればそれに基づき、標準的な事例がなければ両市町いずれかのものを基本として定めるものとする。 両市町のいずれかのみで定めている条例・規則等については、当該条例・規則等の例により定めるものとする。 両市町において内容が異なる条例・規則等については、事務事業の調整内容に沿うものを基本として定めるものとする。</p>
---------	--

宗 像 市 の 現 況	玄 海 町 の 現 況	調 整 の 具 体 的 内 容																								
<p>例規集に掲載されている条例等の数 (平成13年7月1日現在)</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>規則</th> <th>規程</th> <th>要綱</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>179</td> <td>138</td> <td>86</td> <td>120</td> <td>11</td> <td>534</td> </tr> </tbody> </table>	条例	規則	規程	要綱	その他	計	179	138	86	120	11	534	<table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>条例</th> <th>規則</th> <th>規程</th> <th>要綱</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>151</td> <td>108</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>22</td> <td>347</td> </tr> </tbody> </table>	条例	規則	規程	要綱	その他	計	151	108	30	36	22	347	
条例	規則	規程	要綱	その他	計																					
179	138	86	120	11	534																					
条例	規則	規程	要綱	その他	計																					
151	108	30	36	22	347																					